

加古川市立こども療育センター嘱託医師の委嘱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立こども療育センターに勤務する嘱託医師(以下「嘱託医」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 嘱託医は、加古川市立こども療育センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項各号及び第6条第1項により通所する児童に対し、健康管理及び療育上の指導を行う。

(身分)

第3条 嘱託医の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤の職員をいう。

(委嘱期間)

第4条 委嘱期間は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の委嘱期間は、勤務成績が良好な場合に限り、委嘱期間を更新することができる。

(勤務条件の明示)

第5条 委嘱にあたっては、身分、委嘱期間及び報酬の額等勤務条件を書面により明示するものとする。

(服務)

第6条 嘱託医の服務は、次のとおりとする。

- (1) その職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱の定めに従い、かつ、所属長の職務上の指示命令に忠実に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- (4) 勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(報酬)

第7条 嘱託医の報酬は日額25,000円とする。

(離職)

第8条 嘱託医が次の各号のいずれかに該当する場合は、その日を離職の日とし、嘱託医としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て任命権者の承認があったとき。

- (2) 死亡したとき。
- (3) 委嘱期間が終了したとき。
(解職)

第9条 任命権者は、嘱託医が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解職することができる。

- (1) 嘱託医としてふさわしくない行為を行った場合。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 第6条の規定に反した場合。
- (4) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

2 前項の規定による解職の日は、任命権者が別に定める。

(災害補償)

第10条 嘱託医の災害補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第3号）を適用する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、嘱託医の委嘱に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。